

平成 28 年

新 城 市 教 育 委 員 会

5 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成28年5月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 5月24日(火) 午後2時35分から午後5時40分まで

2 場 所 鳳来開発センター 2階 農林漁業研修室

### 3 出席委員

和田守功教育長 安形茂樹教育長職務代理者 川口保子委員 瀧川紀幸委員  
原田純一委員 花田香織委員 夏日みゆき委員

### 4 説明のため出席した職員

請井教育部長  
林教育総務課長  
夏日学校教育課長  
佐宗スポーツ共育課長  
長谷川スポーツ共育課参事  
菅沼スポーツ共育課参事  
柿原文化課長  
加藤文化課参事

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 5月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 5月の行事・出来事

日程第2 協議・報告事項

- (1) 市議会の概要について(教育部長)
- (2) 特認校制度の進捗状況について(教育総務課)
- (3) 第5回市内一斉共育の日について(学校教育課)
- (4) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について(スポーツ共育課)
- (5) 平成28年度夏休み少年スポーツ教室について(スポーツ共育課)
- (6) 平成28年度水泳教室について(スポーツ共育課)
- (7) しんしろこどもすぽーつくらぶについて(スポーツ共育課)
- (8) 第16回つくしんぼうスポレク祭について(スポーツ共育課)

(9) 平成28年度作手スポレク大会について (スポーツ共育課)

(10) ゴールデンウィーク中の各施設の入館者状況について (文化課)

日程第3 その他

(1) 学校敷地内の井戸に関する調査について (教育部長)

(2) 平成28年度当初予算と各課要求額の一覧表について (教育総務課)

(3) 平成28年度文化事業について (文化課)

次回定例会会議 (案) 6月23日 (木) 午後2時30分

(新城市青年の家)

閉 会

## ○職務代理者

皆さん、こんにちは。急に暑くなりました。ただいまから5月の定例教育委員会議を始めさせていただきます。

## 日程第1 5月の新城教育

### ○職務代理者

それでは早速、日程第1、5月の新城教育ということで、教育長報告をよろしく申し上げます。

### ○教育長

9点お願いいたします。

1点目は、岩瀬忠震像の寄進についてです。

岩瀬忠震と言いますと幕末の日米通商条約を始めとして5カ国との開国の条約を結んだ新城市ゆかりの武士であったわけですが、東郷地区におきまして設楽原を守る会と忠震会という二つの会がありまして、忠震会のほうで忠震を顕彰していこうと、幕末の開国については、明治維新以降の志士ばかりもてはやされるわけですが、幕末において岩瀬忠震がいたからこそ植民地化されずに明治維新以降の歴史があったという意味で、日本の彫刻家の最高峰の一人であります中村晋也さんの制作によりまして、滝川一興先生がこの度資料館の玄関前に建立いたしました。4月29日に除幕式が行われました。新城市民といたしましても、そういった岩瀬公の勲功についてもっともっと認識を深めていきたいと思っております。

2点目は、全国子ども歌舞伎フェスティバルについてです。

5月4日に小松市におきまして全国子ども歌舞伎フェスティバルが行われ、新城市から山・臼子子ども歌舞伎が代表として参加いたしました。伝統ある全国大会におきまして、子供らしい演技が大変好評でした。新城市内では、子ども歌舞伎で言いますとほかに鳥原と庭野でも行われ、3団体行われているということで、そういう意味合いでも全国有数の歌舞伎の地であります。子供の世代の中にこうした伝統文化というものの認識をもっともっと広げていきたいと思っております。

3点目、井伊直虎関連でございます。

NHK大河ドラマに決定しているということで、新城市内には直虎の子供といますか、実子でないので養子の直政が殺されるのを避けるために鳳来寺で2歳から7歳ぐらいまでずっと暮らしていたということとか、あるいは井伊谷3人衆で山吉田の柿本城、鈴木重勝の話だとか、あるいは宇利城の近藤康用の話だとか非常に関係が深いわけですが、今後こういったところにどう視点を向けていくか。また、5月8日の作手古城まつりでも、砂食座が井伊直虎と徳川家康という演劇を行っていたように注目が集まってくると思っておりますので、新城市教育あるいは新城市観光課、あるいは新城市としてどのようにこれをアピールしていくかというのが今後の課題であると思っております。

4点目、県立高校構想策定委員会についてです。

第1回の会議が5月16日に行われました。非公開という形で今後、専門部会を設けて具体的に新城東高校と新城高校の統合をいかに進めるかということで、昨年度、新城市教育委員会と新城市中学校長会の連名で要望を出しましたが、その線に沿って地元は要望していきたいと思うのですが、県では総合学科案というのがあり会議でも基本的にそういう資料を提案してくるという流れの中で、いかに市民の思いを糾合し、この会議の場、あるいは実際の統合という姿の中に反映していく

かというのは非常に大きな問題です。そういった動きをしっかりと伝えていかないと、要望したような内容にはなかなか厳しい道のりであるということを自覚して進めていきたいなと思います。

5点目は、全国都市教育長協議会でございます。

全国800市あるわけですけれども、5月19、20日に徳島市で、テーマとして未来を担う教育の在り方ということで議論が深められました。教育行財政については、教育委員会の組織、あるいは貧困による教育格差、あるいは学校再編といったものについて議論されました。

学校教育につきましては、キーワードであるアクティブラーニング、それからインクルーシブ教育、グローバル教育、コミュニティスクール、あるいはチーム学校の取り組みといったようなことがテーマとして話し合われました。生涯学習につきましては、本市で進めているような形で、コミュニティ、あるいは地域の教育力といったものが中心話題となりました。

文科省からの視察説明とか講話もあったわけですけれども、5月10日に文科省の方針として教育の強靱化に向けて、強靱化というような言葉で通達が出されましたけれども、このあたり私たち教育委員といたしましても再読いたしまして、これまでとどこがどう違って、どの方向に進むのかといったような吟味が必要であります。そのねらいの根底は、ゆとり教育との決別ということでございました。AI、知能ロボットが今後普及する中での教育の在り方といったものも大きな議論のポイントになってきております。

それから6点目、室戸世界ジオパークの視察を四国に行きましたので、ぜひとも東三河ジオパークに反映できる要素はないかということで見えてまいりました。

ジオパーク構想の中には、ジオパークのセンターが必要なのですけれども、室戸世界ジオパークセンターというのが、いわゆる廃校になったところを改修しまして、そこにジオパーク推進課という市の核となる政策であるという意味で課が置いてあり、市の職員が何人もそこで事務を進めておりました。

今後、市として東三河ジオパーク構想、あるいは新城ジオパーク構想を進めていくにつきましては、課としてどうなんだからの、今は博物館の事業の一つとして進めているのですけれども、もっとも力を入れているんだということを市民や市外にアピールする必要性を感じました。

それで現実、室戸のジオパークを視察したのですけれども、それぞれのジオサイトが幾つもあるのですけれども、駐車場もトイレも完備しておりました。まさにおもてなしのスタンスというものを言葉だけでなく形であらわしているなということを感じました。

ホテルに行って宿のおばさんに「指定されてから変わりましたか」と言ったら、実質客はふえてきた。ただ、人口は昭和に合併をしたのだけれども、どんどん減っているということです。

そして、そのジオパーク自体ですけれども、さすが世界ジオパークだという実感をしました。大地が動いているということを目の当たりにするのですね。フィリピンプレートが、こちらの大陸のプレートに対して迫ってくるのですけれども、はじき飛ばされて海の底に堆積されていた岩石が平行の層になっていたものが、こういう形で大きくめくり上がった、その姿を現実にいっぱい目にすることができました。

それからもう一つ、お遍路さんが大勢おりました。心を洗い、心を磨くと言うのですけれども、私も洗うところがあるか、ないかというのをちょっと検証しつつ行きましたけれども、宿に行ったらアメリカ人のお遍路さんがおまして、私が「サンキュー」と英語をちょっと交えたら女将さんが難し

そんな顔をしてみえたので、ばつと見たらアメリカ人だったので、ちょっとそこで話をしましたけれども、遍路道といったようなものも一つの観光ルートとして確立しているということを実感いたしました。

7点目ですけれども、NEXCO中日本から感謝状をいただきました。

何の感謝状かという、長篠設楽原パーキングエリアに新城の資料館の火縄銃等を展示しているわけですけれども、そういった関係によりまして来客者数が、土日で大体6,000人ぐらい、平日でも2,000人から3,000人ぐらいだそうです。「開通当時みたいに一万二、三千人目指したらどうですか」と言ったら、「とてもじゃない駐車場がパンクします」ということでしたので、今のところはそういう面ではいい滑り出しのようです。

資料館や保存館にしましても、データが後からいろいろあるかもしれませんが、最初2倍だと思っておりましたけれども、今、資料館は前年比2.5倍だそうです。大体毎日観光バスが来るそうです。というような状況で、地元としても具体的な来館者数の増加を感じております。

こちらの実態として、下り線は皆さん満足しているけれども、上り線を何とかしてくれと。あれじゃあ来た人から何って、がっかりだという声をいっぱい聞くから、早く増設してやってほしい。ただし、その時にはしっかりと戦国時代というポリシーは貫いてほしいという要望をしておきましたけれども、そういった方向で検討しますというメールが教育文化課のほうへ届いたこともありまして、何とか上り線も新城をアピールできるものになっていくといいかなと思います。

それから8点目、組体操についてです。

県教委の指針で、ピラミッドは5段、タワーは3段未満、それから足元の高さでおよそ2メートル未満という指針が出されているわけなのですが、新城市の小中学校においてはこれに準拠するという形で進めておりますが、千郷小学校で唯一春の運動会が先日行われました。去年まで5段、3段やっておりましたけれども、今回それなしで集団演技をやったわけなのですが、何人かの方々からすばらしい組体操の演技であったという好評を得ております。高さはないけれども、やっぱりさまざまな形で組する中で観客に訴えるものを演じていた。どのぐらいかかったかって、わずか2週間でやったということですので、そういった面でも、春でもそうした形でできるのだなということを実感させられました。

それから最後、9点目ですけれども、市内一斉共育の日が6月11日に行われます。

学校教育課から各学校何をするかという資料が用意されていると思いますけれども、また委員さんのお手元に届きますけれども、八名小学校で新城が生んだ書道家として続木湖山先生が見えるわけですが、その続木湖山先生に対して一番弟子である長野秀章先生という方が、東京学芸大学の名誉教授ですけれども、来て実技指導と講演をされます。講演のタイトルは「日本の戦後の書写、書道教育を支えた大恩人続木湖山先生」。つまり、日本の学校教育の中心柱である。地元ではあまり知られていないけれども、全国的に見るとそういう方であるということですので、共育で各学校を回られる折り、もし興味があれば、日本の戦後の書写、書道教育を支えた大恩人続木湖山先生がどういう方であったかということをお聞きいただけたらというように思います。

以上です。

#### ○職務代理者

ありがとうございます。

教育長報告について何か御質問ありましたらお願いします。はい。

#### ○委員

県立高校のお話しでございますけれども、市民の気持ちを伝えるということで、例えば同窓会を中心に署名活動、普通科を入れていただきたいかとというようなことは、どなたか動きになっていらっしゃるのでしょうか。

#### ○教育長

一応この会議の委員のメンバーとして、新城高校、新城東高校の同窓会長並びに現PTA会長が委員として入っております。そういう動きをするか、しないかということについては、まだ把握しておりません。

#### ○委員

はい。

#### ○職務代理者

ほかはよろしいですか。

では2番目の5月の行事・出来事に移りたいと思います。

それでは、教育総務課からお願いいたします。

#### ○教育総務課長

それでは、教育総務課から5月の行事・出来事について御報告させていただきます。

5月16日ですが、先ほど教育長からもお話しがありましたが、第1回の高等学校構想合併委員会がありまして、教育長が出席しております。

また19、20日、そこに18、19と書いてありますが、19、20です。全国都市教育長協議会にも教育長が参加しております。

26日木曜日ですが、厚生文教委員会において議案の説明会がございます。

30日月曜日には、第1回若者議会が開かれ、教育長、部長が出席します。

来月ですが、6月定例会が10日から24日金曜日までの間で、5日間ですが、開催されます。

来月の定例教育委員会は23日木曜日ですので、よろしくお願いいたします。

教育総務課からは、以上です。

#### ○職務代理者

それでは通していきたいと思います。質問は後でお願いします。

学校教育課。

#### ○学校教育課長

学校教育課の5月の行事及び出来事については、この表のとおりでございます。

中でも13日金曜日ですが、就学に関する説明会をこども未来課と合同で開催いたしました。特に特別支援教育にかかわる説明会でありました。保護者の方々が約40名程度参加されました。来年も続けてほしいという声もありましたし、今後とも行っていきたくと考えております。

それから21日土曜日ですけれども、新城市では唯一春に運動会が行われております。千郷小学校ですが、先ほど教育長が話されたように組体操は、高さというよりも統一感を出して、めりはりのある動きの中で行われていると感じました。難しいことに挑戦することよりもバランスなどの演技にしっかり力を入れて行っていたのが印象的でありました。

来月ですが、4日土曜日に小学校の球技大会、11日土曜日に市内一斉共育の日が予定されていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

すみません。もう1点だけお願ひします。ここの行事とは関係ないのですが、不登校傾向にある児童生徒の数について御報告させていただきたいと思ひます。

4月末日現在でございますが、小学校で不登校傾向であると思われる子どもの数は、19校のうちの11名であります。2,257名が4月の子どもの数でございますので、およそ0.49%という数です。

それから中学校であります、1,329人中46名、およそ3.46%に不登校傾向があるように思われます。そういう数でございます。

それから、あすなろ教室でありますけれども、ただいま面談をきちんとして在籍している者は8名おります。それ以外にも予備軍の子がおりますので、まず一人一人を大事にし、きちんとして学習も補償した形ができるようにということで今一生懸命取り組んでいるところでございます。

内訳でいくと、千郷中学校が今のところ多いという状況でございます。

以上であります。

#### ○職務代理者

不登校傾向は、ちなみに減少傾向ということでよろしいですか、昨年より。

#### ○学校教育課長

不登校について早急にきちんと言えるかどうかわかりません。まず平成27年度末の小学校の不登校の出現率ということで考えると、この数は年間30日以上欠席のあった者ということで平成27年は小学校18名でした。0.76%でありました。それから中学校は50名でありまして、3.57%でありました。まだ1月、変わったばかりなので何とも言えませんが、数字としてはそういうことが言えるかと思ひます。

今申し上げましたとおり、不登校傾向ということで把握しておりますので、4月にもう30日も休んだのかとかそういう意味ではありませんので、そのぐらいきめ細かに見ているという学校の姿勢であるということで、ご理解いただけたらと思ひます。

以上です。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

では、スポーツ共育課お願ひします。

#### ○スポーツ共育課長

それでは最初に、市民スポーツの報告をさせていただきます。

こちらに羅列させていただいておりますけれども、土日・祭日・夜を見ていただきまして、28日土曜日、後で報告いたしますけれども、つくしんぼうスポレク祭がございます。それに先立ちまして、21日にはスポーツ推進委員実技研修会を作手鬼久保ふれあい広場で開催いたしました。午前中、レインボーはうすより講師をお招きいただきまして、障害者に対する対応、理解という面で講習を受け、午後からは、つくしんぼうスポレク祭で行いますニュースポーツ等の実技の研修を行いました。

以上です。

#### ○スポーツ共育課参事（共育）

続いて共育推進です。11日水曜日、愛知県社会教育委員連絡協議会東三河支部役員会が開催されました。ここで今年度の役員が決まり、山本修二さんが東三河支部の会長となりました。

次に20日金曜日ですが、新城設楽地区家庭教育推進運営協議会が開催されました。この会議の委員である新城市家庭地域教育推進委員会の柴田由紀子さんが会長に就かれました。

次に31日火曜日ですが、愛知県公民館連合会総会が開催されます。市の生涯学習推進員協議会の役員9名とともに出席します。

土日ですが、14日土曜日には市PTA連絡協議会総会が開催され、峰野 晋さんが会長に就かれました。

次に15日日曜日には市子連の子どもリーダー研修、保護者による救命救急研修会が開催されました。

次に来月の主な行事ですが、2日木曜日、三河PTA連絡協議会総会がありますが、それと同日で2日木曜日に愛知県社会教育委員連絡協議会総会が開催されます。この総会におきまして、県協議会会長として山本修二さんが就かれる予定であります。

次の10日金曜日ですが、東三河生涯学習連携講座で、作手にあります長ノ山湿原、黒瀬の庄ノ沢緑地等を巡り、作手の湿原、ラン科植物観察会を開催いたします。講師は環境省の自然公園指導員の矢頭一起先生に務めていただきます。

次に14日火曜日は、市長を会長とする新城市の青少年問題協議会が開催されます。

次に土曜日ですが、4日土曜日、親子ふれあい自然観察会が青年の家周辺で行われます。親子でサユリを観察していただく行事を予定しております。

以上です。

#### ○スポーツ共育課参事（図書館）

それでは図書館から説明させていただきます。

先月出張のため欠席をしました。今回初めて出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

5月10日、作手図書部会ということで、新しくできます山村交流施設の中にあります図書室、こちらの部会が月1回開かれておりますので、この部会に出席をいたしました。

23日、きのう月曜日ですが、図書館まつり実行委員会が開催されまして、講演会、ワークショップ等、あらあらの日程、内容がまとまってまいりました。チラシ・ポスターの作成にこれからとりかかってまいります。

それから来月は、研修会が多くなっております。特に24日、三河公立図書館協議会第1回研修会ということで、三河15市の協議会の研修会開催の当番市が新城市に当たっておりまして、新城市で企画しました。研修会の内容としましては、愛知県図書館の司書の方をお招きしまして、絵本の読み聞かせ講座ということで、こちらをテーマにしまして開催をする予定であります。

以上です。

#### ○職務代理者

文化課お願いします。

#### ○文化課長

まず平日ですが、23日、先ほど教育長報告にもありましたように、新東名高速道路の長篠設楽原パーキングに資料館の火縄銃を貸し出し、展示したということに対しまして、中日本高速道路から感謝

状が贈られました。

それから25日から27日に、設楽原歴史資料館と長篠城址史跡保存館におきまして、東郷中学校の2年生の生徒さんが、1名ずつ職場体験で受け入れを行います。

続きまして右側ですが、8日の日曜日に作手古城まつりを開催し、今年も天候に恵まれて、約5,000の方が来場されました。

それから21日につくでの森の音楽祭「風のコンサート」を開催し、56の方が来場されております。

28日の土曜日につきましては、設楽原歴史資料館でふみの蔵コンサートを開催する予定です。

以上です。

#### ○職務代理者

自然科学博物館お願いします。

#### ○文化課参事

3ページになります。まず平日について説明いたします。

11日木曜日ですが、愛知県の石として松脂岩が発表されました。これは5月10日が日本地質学会の地質の日となっております。松脂岩が愛知県を代表する石として選定されたということで、新城市の石でもありますので、そのことを含めまして館内で紹介のコーナーを設けております。

それから25日から31日にかけて市内外の学校の団体の見学等がありまして、その案内を行ってまいります。

そして25日から27日にかけて、これちょっと記入が間に合わなかったのですが、東郷中学校の職場体験の生徒が1名あります。

次に、土日・祭日・夜の部分であります。5月1日に新城市内でのコノハズクの初鳴きを確認いたしました。鞍掛山仏坂付近になります。

3日から5日にかけてはミュージアムフェスティバルということで、博物館のバルコニーを中心にイベントを行いました。

12日から黄柳野高校のグレートアースでのコノハズク調査を行いまして、先ほどの鞍掛山等での調査も行って鳴き声を確認しておりますが、鳳来寺山ではまだ確認ができておりません。

14日から15日にかけて友の会の行事としてコノハズクの声を聞く会を行いまして、ここでも確認調査を兼ねて行いました。仏坂では確認できましたが鳳来寺山では確認できませんでした。

21日土曜日ですが、日本地球惑星科学連合大会でジオパークのプレゼンが幕張でございまして出かけてまいりました。今回は、世界ジオパークの加盟申請が2地域、そして日本ジオパークの申請が7地域ということでプレゼンが行われまして審査が行われております。その状況を視察してまいりました。

次に、来月の行事になります。平日ですが、16日には愛知県の博物館協会の理事会と総会があります。当館も理事を務めているということもありまして、出席してまいります。

土日・祭日につきましては、2日が黄柳野高校のグレートアースのコノハズク調査の最終日になります。

その他、野外学習会、ジオツアー等を予定しております。

以上です。

#### ○職務代理者

私から1点補足です。教育総務課の16日、愛知県市町村教育委員会連合会理事会が蒲郡で行われまして、そちらに参加してきました。

7月に定期総会が行われますので、それに向けてということでしたけれども、意見交換の中でスマホ使用のガイドラインについての各市町村からの意見交換、それから防災教育と学校避難所体制はどうなっているかということで意見交換がありました。

教育総務課のほうで資料を用意していただきましたので、新城市もしっかり発表させていただきました。ありがとうございました。後でまた振り返りたいと思います。

以上ですが、何か御質問等ありましたらお願いします。はい。

#### ○委員

前もちょっと聞いたかもしれませんが。千郷小学校が5月にした理由は何かありましたか。

#### ○学校教育課長

運動会ですか。

#### ○委員

運動会の期日を5月に変更した理由。

#### ○学校教育課長

理由というのは、いろいろ学校行事との関連も1つあるかと思います。運動会をやる時期に、橋本前校長が話していたことによりますと、9月は暑いので、テントを立てたりとかそういうことが大変であるので、何とか自校努力によって5月にもっていきたいと思うのですがといった相談がありました。やるなら無理のないようにやったらどうでしょうかというように言ったと思います。

#### ○委員

僕も5月賛成派なのですけれども、先生方に聞くと9月は、ちょっと暑いというのが一つあるのと、みんなでプログラムをつくって、何とか達成感をというのがプログラムの目的にあるという話の中からすると9月という時期が一番クラスもまとまってきたということで、多分そういう評価で9月に実施されていると思うのです。先程、教育長からもありましたように、例えば小学校1年生とか中学校1年生、不登校の問題もあるかもしれませんが、学校へ入って来てなじめない段階で、例えば多学年で一緒に何か運動をすると、仲良くなるということをテーマにしてしまうとか、学校になじむこと、そういったことで運動会をやるというようなパターンもあるかなと個人としては思っています。

そうすると、入り口としてそこで仲良くなれるとかですね、ほかの学年にも自分の知り合いがいて行きやすくなるかということもあると思うので、一回どこかで、この場でなくてもいいのですけれども、運動会の目的と開催時期について、9月って結構いろいろな行事がありますよね、それをちょっと間引きするというかなだらかにするのも一つの目的として、例えば5月開催というのも少し検討するような場所があればなということは思っています。

#### ○職務代理者

千郷が5月にしたのは2学期に行事が多いということで、その調整という意味もあると思うんですけどね。

#### ○学校教育課長

学校行事で、例えば修学旅行の位置づけがどこに行くかについてです。春行うところと秋に行うところがありますが、千郷小がいつだったかわかりませんが、こういった大きな行事をどこに分散させ

るかということは考える必要があると思います。

例えば2学期ですと、9月運動会で学習発表会が11月とか、2つの大きなものがどんと来るというような発想もあるでしょうし、ほかとの、その学校独自の行事との関係もあるかと思しますので、そのあたりは考えどころです。

ただ、豊橋などでは、例えば小学校球技大会が今度6月4日にあるのですけれども、その大会があるので、その前にもってくるのは逆に大変だろうということで、市内全体のほかの行事を入れかえをして春にやってみようというような市全体の流れになってきたようです。要するにピークがたくさん重ならないように分散を考えての千郷小学校の決定だったのではないかと思います。先ほども申し上げましたが、もう1つは、9月のあたりがかなり暑くなるようになったというか、熱中症になる子どもたちもおりますので、テントをきちんと確保するための準備等が大変だと思われま。

ただ、暑さ対策で言いますと、例えば八名小学校だとか鳳来中部小学校で言えば、きちんと地域から借りてきたテントで対応することはできておりました。その学校によって、あるいは年間の学校行事等どのような位置づけをしていくかによって決まってくるものです。それから外部や学校外の行事との兼ね合いだとか、そういったことがあると思います。

#### ○職務代理者

はい。

#### ○委員

私も土曜日に出席させていただきました。暑さでいうと、暑かったのですけれども、じめじめしない。心地よさというのですかね、それがありません。ただ日差しはとても強くて、紫外線で目が痛くなった。それは感じました。

9月とどちらがよいかはわからないのですけれども、子どもたちの練習には9月のジトツとした暑さよりも5月のさわやかな中での練習のほうが子どもたちにとっては体は楽かなということは思いました。

それで準備体操、今までラジオ体操をやっていたようなのですが、5月に変わってからはリズム体操になって、それが結構楽しいリズムで体を動かすものですから、一、二年生とか低学年の子もまず出だし楽しくという感じでやっていて、それはとてもよかったと思います。

ただ、9月と5月のどちらがいいかはわかりません。

#### ○職務代理者

ほかにはよろしいですか。

では、私から一つお願いします。

前に話題になったと思うのですが、高校生の不登校、あるいは高校生以後の子も該当すると思うのですが、引きこもりになっている青少年のフォローをどうするのか。義務教育が終われば、それまでの対応はどうなるのか、どうするべきかということが話題になったことがあるかと思うのですが、青少年問題協議会が今回6月にあります。それから家庭地域教育推進協議会というのもありますから、どこかでこの問題を取り上げられるのか。あるいは構成メンバーも連携がとれる組織から加わっているのか。最近はどうなふうになっているか気になるのですが、わかりますでしょうか。

#### ○スポーツ共育課参事（共育）

青少年問題協議会につきましては学識経験者として鳳来・作手・新城地区からの代表、保護司会の

代表者、民生児童委員の代表、それから更正保護女性会に加えて市のPTA、新城高校の校長先生、市内小中学校校長会の代表の方、それに警察と不登校いじめ問題の相談員がメンバーになっていますが、協議されますのは、主には情報交換という形で各団体の現状や活動状況をみんなで共有するというもので、具体的にこの問題についてどう解決していこうかというところまでは踏み込んでいない状況です。

#### ○職務代理者

わかりました。私もその会を担当していたことがありますので、市長さんが会長ということなので、踏み込んだ話し合いは、時間的にもなかなかできないところがあると思っています。では、義務教育を終えた子たちのフォローはどうするのかというと、生涯学習課で中心になってやるのか。学校教育なのか、保健所なのか、教育事務所なのか、非常にあいまいになっていますよね。どこがイニシアティブを取るかというのがはっきりしないままずっと来ているような気がするのですよ。私は囑託の立場で担当していましたので何もできなかったのですが、やっぱり対応をどうしようにするかというところははっきりさせる必要があると思います。保健所や教育事務所の他にも、NPOでもいろいろな支援をしているところがありますよね。それから福祉課でもいろいろな情報を持っていると思うのですが、そういうところが連携して情報交換をしながらうまくやっていけないものかなと。保護者の方で本当に苦しんでみえる方が大勢いますよね。中学校まではいろいろな相談機関があるのですが、それ以降については保護者の方があまり知られたくない部分もあって、悩みを抱え込んでしまっている実態、フォローされていない実態があると思うのですね。

ですから、関係しているところが連携して動くという面があまりないので、どこかが中心になって取り組みを始めていただく必要があると思いますので、検討していただけるとありがたいです。豊橋市は生涯学習課が中心に進めていたと思いますが、はい。

#### ○教育長

ちょっとつけ加えさせていただくと、本当に影に隠れた大きな問題ということなのですけれども、先だって学校保健の総会がありまして、その時に豊橋の子若のサポートセンターの金田さんを講師にそういった問題についてお話ししていただきました。

また、その場には新城保健所の生活支援課の課長さんも見えて、そういった連携を図っていこうと。まだ本当に形としてはなっていませんけれども、そういった意思を持って関係の機関がやっていこうというスタンスは今持っています。

市の組織としては、こども未来課のほうが中心になっているのかな、そのあたりは。

#### ○教育部長

その辺もですね、確かにはっきりはしていないと思うのですが、先ほど委員からお話しがあったように、制度的にはやはりそれぞれ分野を決めて動いているということで、制度の狭間で分野が重ならない部分にはなかなか手がつかない状況でございます。情報交換をしながら現実的には何か事があったときに初めて連携をとるというパターンが多いものですから、事前に、段取り、仕組みというものは、子ども・高齢者の虐待関係ですとかそういったものを参考に警察、保健所等も含めて協議、情報交換の場というものを持つ必要がありますが、どこがイニシアティブをとるのかというところがなかなか現実としては難しいのが現状かなと思います。

特に義務教育を終わってからずっと、介護だとか高齢者の施策にかかるまでの年齢幅が相当ありま

すので、関与する機会というのが非常に多くなりますし、言葉が悪いんですけども、手が出しにくいという分野がありまして、あとは御本人さんの意思ですね、かかわってほしくないという方も確実にいらっしゃると思いますので、そのあたりどういようにかかわっていいのか、連携をとっていいのかというところは大きな課題かなと考えています。検討が必要なことは十分に理解しています。

#### ○教育長

教育委員会の事務局の窓口というかセクションとしては、生涯学習の関係になってくるよね。そこから辺の検討も進めていってください。

#### ○学校教育課長

学校教育課には、不登校いじめ専門相談員、今は子どもサポート相談員に変わりましたが、相談員が対応しています。ずっと引きこもったままなかなか難しい場合がございます。そのような場合は、例えば先ほど教育長が言われていました金田さん、東三河セーフティネットの副代表でもあるわけですが、東三河セーフティネットとかそういった機関につなぐようなこともしております。

カウンセリングに来ていただいて、親御さんはもうここから先はもう何もなくなってしまうのではなくて、他の進む道もありますよというようなことを、子どもサポート相談員は提示しています。進路についても、高校以外の道も紹介したりして、途切れないように次へつないでいくことも行っております。

#### ○職務代理者

ありがとうございます。毎年のように四十数名の子たちが卒業後は引きこもってしまうということが続いていくのは大変なことだと思います。場合によっては補助金を出して対応するというということにもなりかねませんので、何とか立ち直るきっかけを、連携の力でみつけられるといいなと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

### 日程第2 協議・報告事項

#### ○職務代理者

それでは、日程第2の協議・報告事項についていきたいと思います。

最初に市議会の概要についてお願いします。

#### ○教育部長

それでは私のほうから報告、説明をさせていただきます。

市議会に関することで、まず、これは既に済んでおりますけれども、臨時議会、4月7日に臨時議会がございまして、案件といたしましては、中央こども園・城北こども園の統合に伴う新しい城北こども園を建設するための建設工事請負契約締結の議案が上程されまして、議決いただきました。

来年春の開園に向けて園舎などの整備を進めているということで、先日28日の起工式及び起工報告会には委員の皆様にも御出席をいただいたというところがございます。これが4月の臨時議会という、前回ちょっと説明を漏らしましたので、きょう報告をさせていただくものです。

次に、6月の定例会の件でございますが、6月定例会につきましては、先ほど行事等で若干触れましたけれども、6月3日に招集告示がされまして、本会議の第1日が6月10日、最終日は第5日、24日の日程となっております。

第2日、第3日はそれぞれ16日、17日となりますけれども、この2日間に一般質問が行われまして、

ティーズによるテレビ中継、放送が予定されております。

本会議第4日には議案の審議が行われまして、21日に厚生文教委員会、翌22日には予算決算委員会におきまして補正予算の審議を予定しております。

続きまして、6月定例会に教育委員会から上程する予定の議案等について説明をさせていただきます。予定のものは、報告案件が2件、条例が1件、そのほか補正予算を予定しております。

報告の1件目でございますが、鳳来寺小学校の改修工事に伴いまして、平成28年2月、27年度末に工事の変更契約の必要が生じまして、市長専決によりまして変更契約を締結したところでございますが、この市長の専決処分を行った場合には直近の議会で報告するということが規定されておりますが、今回直近の議会は3月議会ということでございましたが、この3月議会で報告すべきところが報告ができておりませんので、今回6月定例会において報告させていただくというものです。この経過につきましては、お恥ずかしいのですが、手続漏れというようなこととなりますので、今後このようなことがないように内部チェック体制を確認いたしまして、検討をまいります。

報告の2件目でございますが、さきに報告をさせていただきました作手小学校北校舎でのスクールワゴンの事故にかかります損害賠償案件でございます。事故の際駐車場にとまっておりました軽自動車に損傷を与えましたので、これに係る損害賠償額について市長の専決処分手続を行っておりますが、その専決処分につきまして6月議会で報告をするという予定のものでございます。

続いて、補正予算に関しまして先に御報告申し上げますが、3月定例会で制定をしました廃校体育館の設置及び管理に関する条例に基づきまして、廃校となりました鳳来西、海老、連谷、協和の四つの小学校の体育施設を活用するための維持管理経費の補正を予定しております。

そのほか、作手小学校建設事業・山村交流施設整備事業に係る継続費と八名中学校の測量業務の繰越明許費につきましても、繰越計算書の報告をする予定でございます。

続いて、条例の案件でございますが、吉川公民館を地元の区に移管するという調整がきちんと整いましたので、新城市公民館設置及び管理に関する条例から吉川公民館を削除するというを予定しております。

また、もう1件条例がございますが、これは教育委員会から提案という形ではございませんが、市長部局から提案をされますけれども、関連しまして一部改正を予定しておりますので、御報告を申し上げます。新城市桜淵憩いの広場の設置及び管理に関する条例につきましては、先ほど申し上げましたように市長部局において条例の一部改正を予定しておりますことから、これに合わせまして市に憩いのプールとレストハウスにつきまして条例の規定から削除する予定をしております。

この理由につきましては、平成27年度に桜淵公園再整備基本計画が策定されまして、施設整備の方向性が固まっておりますので、現状市民に開放できていない施設につきましてあわせてこの条例から削除するというものでございます。現状を反映した一部改正ということを予定しております。

市議会に関することにつきましては、以上でございます。

#### ○職務代理者

今の件で何か御質問等ありますか。よろしいですか。では次、特認校制度の進捗状況について、教育総務課お願いします。

#### ○教育総務課長

それでは、2番目の特認校制度の進捗状況について御説明申し上げます。

資料のほうにつけさせてもらった別に1枚机の上に置かせていただいております。資料をお送りした後に修正したところがございますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

特認校制度については今までお話しされてきたところがございます。趣旨目的等につきましては、今までの話し合いの中で出てきたところをまとめてございます。対象校としましては、鳳来東小学校。あと転入学の条件等は6項目ほど挙げさせていただいております。

そして、以前の資料と変わったところは、転入学の条件のところの5段目になりますが、事前に学校の見学、体験等をするということのように、さきの資料には送らせてもらっていましたが、そこを見学・体験・学校長との面談等を行うということのように修正しております。

次の転入学許可の取り消しというところ、こちらについては文言を入学許可というところを転入学許可（指定・変更・承諾）ということで、そこを修正しております。

スケジュールの欄でございますが、さきの資料はサマースクールというように言っておりましたが、学校で夏休みに行います行事として特認校体験活動というものを鳳来東小学校のほうで開催する予定でおります。それにつきましては開催要領を作成しまして募集ということで、6月中旬に各学校、こども園を通して保護者の方に配布する予定でおります。実施につきましては、夏休み期間中に行うという形になります。

それにあわせて教育総務のほうでは29年度、特認校制度導入に向けての条件手続等の整備を9月までに行いまして、10月から募集、学校長面談、あと10月下旬ぐらいから申請書の受付、12月にはそれに基づいて承諾書等の発送、1月に就学通知書発送というようなスケジュールで今考えております。

特認校体験活動の6月中旬に各学校に配布をいたしますが、それにあわせて特認校制度についての説明のチラシもあわせて送るような形を考えております。それが裏面になります。特認校制度についてという形のチラシを作成し、鳳来寺東小学校で行います体験活動の募集チラシとあわせて保護者の方に送付するようなことを今現在考えているところでございます。

進捗状況については、簡単ですが、以上であります。

#### ○職務代理人

今の件で何か質問ありますか。はい。

#### ○委員

できましたら文言の追加をお願いしたいと思います。

趣旨、目的のところでございますが、2段目のところ。「行き届いた教育を行うこと」とございますが、それを「行き届いた教育やさまざまな体験活動を行うこと」と、「さまざまな体験活動」ということを入れていただきますと、情操豊かな人間性を養うということにリンクするのではないかと思います。

今、特認校をやっておられるところの文言を見ましても、体験活動というのをかなり重視しておられるようで、入れていただければと願っております。

#### ○職務代理人

今のところはよろしいですか。

#### ○教育総務課長

内容等につきましては検討させていただきます。ありがとうございます。

#### ○委員

お願いいたします。

○教育長

もう一つ、こっちも配りますか、保護者に。

○教育総務課長

こちらは配りません。

○教育長

こちらだけ。

○教育総務課長

特認校制度についてという大きく題が載っているほうをチラシとして配布する予定であります。

○教育長

それで、この中に絶対入れてほしいこと。何かというと、これは制度についての説明であって、鳳来東小学校がどういう魅力があるのだということがちっとも書いてないわけ。それでなければ行く気も何も起きないわけです。これを見た人にとっては。

だから、鳳来東小学校の中でさまざまな活動があって、それを枠囲いで鳳来東小学校の特色、魅力という欄をつくって、そこを入れてほしいなと思います。

○教育総務課長

ちょっとそこは学校と調整しまして、学校のほうは体験活動というチラシを別につくるわけですが、その中にそういった文言が書いてあるのかどうかわからないのですけれども、その辺学校と調整していきます。

○教育長

問題は、だれしも自分の住んでいる住所の学校へ行けばいいと思っているわけだけれども、そう思っている人の心を揺さぶる情報があるかどうかカギなので、そういう意味合いでいったら、例えばこちらを配るのだったら、後ろを鳳来東小学校の特色、魅力とってこの1ページ全部使うとか、表裏に。ぜひそのいかに魅力の発信ができるかというのが一番のポイントになると思うので、それを考えてほしいと思います。

○教育総務課長

その辺小学校と調整します。

○教育長

それを売り出さない限りだれも来ないよ。

○教育総務課長

鳳来東小学校の魅力が伝わるようなチラシを。

○教育長

それからもう一つ、特認校制度はあくまでも市内に住む保護者と子どもが対象なのだけれども、これを市外にアピールして、UターンやIターン、そういった情報提供ができるように市のホームページ、今言った特色と制度とプラス鳳来東小学校の特色と、それから住居状況ぐらいのね、そのようなものもホームページと広報で出してもらえたらなということを思うので、それもぜひ。

○委員

特色を広報などでただ羅列するのではなくて、やはりいろいろところを見ますと、成功のポイント

は通り一遍のお知らせをするのではなくて、さまざまな手段や知恵でいかにこの学校が素敵なのかということをお知らせして、心を揺さぶられて初めて体験活動に参加してくださるというのがどうも成功のポイントのようですので、一番大切なことがこの特認校制度のお知らせなのではないかなと思っていますので、今、教育長からおっしゃられたこともすばらしいことだと思いますし、何とか知恵を絞って、一人一人の心が揺さぶられるようお願いいたします。

#### ○職務代理者

確認ですが、他の小規模校からの転入学ではないこととあるので、そうすると保護者に配布するのは、学校名でいうと、新小、千郷、東郷西・東、中部、東陽小で、庭野小以外でいいですか。黄柳川小とか鳳来寺小は配布しないのか。

#### ○教育長

庭野小学校だけでいいじゃないのかな。

#### ○職務代理者

庭野小学校だけ対象から除外して、あとは全校入っているということですね。

#### ○教育長

だから、そうすると特認校の対象となる学校の括弧書きを今ここに書く必要があるかどうか。対象となる学校が鳳来寺東小学校だよっていうそういう情報だけでいいじゃないか。括弧書きは別に要らないじゃないかな。

#### ○委員

「特認校制度やります」って言って読む人が、それを読むのって制度に興味がある人って話になりますよね。私のイメージの中では、どっちかというときつき先生が言われたことのほうがポイントかなと。I ターンの人とかU ターンの人がこれ興味持ってくれたらいいな。特認校制度というのは、もう一つ市内向けは特認校制度、市外の人に対してはさっき言ったようにU ターン、I ターンの人たちをどうするかということだと思うのですね。

特認校制度についてじゃなくて、鳳来東っ子になろうみたいところが本当は一番初めにどんと来て、市内の子はこういう形で行けるよとかそういうようなイメージかなと思いました。

先ほど小学校のほうでつくられるというようなペーパーがあるということだったので、それとあわせてどうなのかという今度は話になってくるかなと私は思うのですけれども、趣旨としてはそこで学べる楽しさとか魅力というのが来て、その方法として、手段としての制度というような形が順番からいくと良いのでは。実際に子どもを持っていらっしゃる方たちがどう思うかということについて、アプローチしやすいのかなという気がしました。

今度は中身なのでけれども、今PTAってすごく話題になっているのを御存じですかね。PTA活動は任意なので、これを強要してはいけないじゃないかという議論がすごくありまして、ここでPTA活動に参加できることということを書いてしまっただけで差し支えないかどうかということがあります。もちろん参加していただきたいと思いますが、それこそ鳳来東小というのはそういうところだとは思っているのですけれども、実は非常に話題になっていることでもあるので、表現の仕方とかその辺のことに配慮があってもいいのかなというようなことを思います。その辺のことを抵抗感のない表現があればいいかなというように感じていました。

#### ○職務代理者

という御意見です。検討していただければと思います。

○委員

私もちょっと気になったので。転入学の条件の上から三つ目の丸のところですけども、これは市内に配る場合は当然こうなるのだけれども、今言ったIターン、Uターンということになるとこの条件外れるわけですね。

○教育総務課長

特認校制度ということになるので、そうでなければ転入とかそういう言い方になるのかなと思います。

○委員

主に市内に配るんですね。

○教育総務課長

市内向けです。特認校制度というのは市内で動くということなので、市内を対象に考えています。先ほど市外向けというような話がありましたので、そういったものは形が違ったものになるのかなと思います。逆に言えば鳳来東小学校をPRするような形のものが市外向けに。

○教育長

市内向けもそれがないといかんよ。

○教育総務課長

市内向けもそうですけど、その辺が学校とそのチラシの中身を見ながら行います。

○教育長

だから、その他を三つ目のボツとして、市外から希望がある場合は教育委員会へ申し出ていただいてその協議を進めるとか、教育委員会にお申し出くださいという形を一個入れておけば、この中に。そうすると、じいちゃん、ばあちゃんが市内で見たときに、うちの息子は東京へ行っているけど、東京で育てるよりもこっちだといいぞというようになって情報も出てくるかもしれない。

○委員

そういう場合は全然問題ないのですけれども、例えば隣の市町村、豊川だとか豊橋から、もともと新城にいてそういうところに出ていて、今、教育長さんが言われたように、じいちゃん、ばあちゃんのところへ戻るぞと、それは全然問題ないのだけれども、これを見て「ああ、いいな」と思って豊川や豊橋からというのは、ちょっと教育委員会をまたいでなかなか難しい問題になっちゃうじゃないですか。

○教育長

だから、教育委員会へ申し出て協議して、条件が整えば受け入れていくという形。教育委員会同士の協議になるので。

○委員

そう難しくないですか。

○教育長

こちらにちゃんと、後見人なり保護者がいるという条件が満たされれば。

○委員

保護者や後見人がいるという条件で、ですよ。

## ○委員

この制度に乗ろうかという人は普通の方ではないと思うので、あまり細かな話は載せなくてもいいんじゃないかと思うのですよね。まずは、鳳来東小でこういうことをやりますという話があって、本当に必要な情報だけにして、細かなことに関心のある人は少ないですよね、基本的には。その辺は、引越せるならとか、学校変えられるならこういう条件がありますというのは、マンツーマンの話で情報を提示するという形にして、ここはもうちょっと「えっ」と思わせるような内容のほうがいいのでは。市外にしたって市内にしたって普通は考えないような人が多分入ってくるので、その人だったら細かな後の情報は後で流せばいいだけで、だったらもういっそ引越しができますよ、というぐらいのほうがいいような気がするのですけども。

## ○教育総務課長

その辺ちょっと特認校制度という内容でいくと、その辺は別途やらなければいけないところがあるので、また東小学校のほうのホームページ等でもそういった魅力ある形で受け入れしているよとか、そういった地域との活動のということの個々でやってもらうとか、市のホームページの中でもそういったところは挙げなければ、その辺はちょっと固いといえば固いかもわかりませんが、特認校制度という内容でいうとこういう中身で掲載させていただいたのですけれども。

## ○職務代理人

この制度を利用する児童、保護者は、不適応を起こしている場合が結構多いかもしれないですよね。ですから、だれでも温かく迎えましょうという受け入れ体制が鳳来東小学校できちんと整えられて、準備を進められるものと思っているのですけれども、やはりその認識や理解は保護者の方に必要ではないかというのが一つ気になります。

先ほどからチラシのことが問題になっていますけれども、特認校制度についてというこのチラシは、あくまで説明であって裏面になると思います。やっぱり表は先ほど教育長さんが言われたように鳳来東小学校のよさがアピールできる内容にするほうがいいのではないかという感じはします。そうすると、この学校ならと保護者の心が動かされる部分が出てくるのかなと思います。

## ○委員

先ほど委員が言われたPTA活動に関することなのですけれども、PTAに参加したくないと思われる、あるいは参加していない親御さんも新城市のPTAの親御さんの中にはいらっしゃるのでしょうか、どうでしょうか。何か問題になったことはありますか、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

## ○職務代理人

どうです。いかがですか。

## ○学校教育課長

学校教育ではPTAのことは把握していないのですけれども、PTA活動に入ってみえなくて保護者の方では拒否されているというようなことは、聞いておりません。

## ○委員

わかりました。ありがとうございます。

## ○職務代理人

先ほどの委員の話は、新城市のことでなくて。

## ○委員

もっと一般的なところですよ。すごい話題になっている。新城市内の話ではないですね。

## ○委員

特認校制度のことで私がいまいちわからないので教えていただきたいですけれども、この鳳来東小学校でやるというのを今回初めての試みで、今、豊橋のほうでやっているというのを実際かかわって見ているのですけれども、やはり不登校の子がこの制度に乗かって親の送り迎えで、十五、六人のクラスのところに2人とか3人とか入ってやっている学校があるんですね。そこにそうやって来る子は、自分自身も望んで来ていて、ここでこれだけしっかりできるとか、こういう経験ができたということをごく喜んでやっているというのを私は見ることもできたので、こういう制度はすばらしいなと思うのです。もともと少人数のよさというところから、一人ひとりの子どもに対してということを真っ先にうたっているんで、こういう制度が行われるということは、不登校の子たちや、ちょっとここで勉強するのはきついなという子たちに呼びかけるということですよ。ごくいい制度だと思うので、ぜひともこんなに楽しい経験ができる鳳来東小学校だよというところをPRしながらやれたらいいかなと思うので、ぜひともそういう人たちに向けてのPRができるようなものになるといいかなと思うので、ちょっとだけつけ加えさせていただきたいと思います。お願いします。

## ○委員

連谷小学校の男の子、一時東陽小学校へ行ったことがあるのですけれども、連谷小学校でみっちりやってもらったのですよね。この間の閉校式のときにおじゃましたのですが、すばらしくしっかりした立派な子になっていて驚きました。そういうことが本当に狙えると。新城でも実例があることで、いいなということが一つ。

もう一つ、細かいことなのですが、通学の件です。子どもの通学が保護者の負担と責任において行われること。やっぱりこれが成立しないと絶対できないわけなのですけれども、この場合がやっぱり普通のお子さんが利用していらっしゃるような保険は適用されないということになりますか。保険適用できない、そういう意味合いのことなのか、一応ちゃんとここの意識は持っておいてくださいという意味合いなのか。

## ○教育総務課長

通常に通学とは違いますということを言いたい部分です。

## ○学校教育課長

例えばですね、1年生の子や遠いところから来る子ですと、鳳来東小学校まで通学するというのがなかなか難しいなと思われま。

それで、ここのところはまだうまく詰められていないと思うのです。鳳来東小学校は駅から非常に近いものですから、いいと言えはいいのですけれども、例えば野田城から乗っていくと50分ぐらいはかかります。待ち合わせ時間によっても変わって来たりしますし、電車の本数も少ないということもあります。例えば保護者の負担というのは経済的な負担、要するに鳳来中学校区であるならば、鳳来中学校まで通うような補助といいますか、そういったようなことがきちんと担保されています。しかし、自分の意思で鳳来東小まで何らかの形で通うとすると、どうしても電車ということがあったときにその負担は親御さんにしてもらわないといけなと思います。それから、校長さんと話した中で心配なことは、駅から近いのはいいのですが、40分ないし50分の間、子どもが1人で乗っていて本当に安全

が間違いなく担保できるかということがありました。確かに、そのあたりが心配だと思います。

ですので、例えば千郷小学区のどこから鳳来東小まで通うとして考えたら、その間に本当に複数の子で登校することはあまり想定ができません。1人で動くときにどのぐらい安心かといえば、校長さんの立場としては直接間違いなく送り届けてもらった方がいいと思います。昔だったらまだいろいろ人の目があつたかもしれないですが、今は難しいです。そういったことが子供の通学の登下校においてリスクとなるのではないかと思います。

いずれにしても負担というのは、親が間違いなく経済的に何か申請して補助してもらうのではなく、自己負担で通わせるということです。責任とは、子供の安心安全については親の責任で遠くまでわざわざ行かせますということです。そういう意味で書いたと思います。

#### ○委員

わかりました。ありがとうございました。

#### ○委員

さっき何で普通の方ではない人と言ったのかというと、教育方針や特殊な教育実践を理解して賛同してこの学校に行きたいという話だったので、そういう人は変わっている人という話をしたのですね。

自分の子どもをその小学校に行けるのをわかっているのにわざわざあえて違うこういう方針に賛同して違う学校へ進めるという保護者がいて、特認校というのがあるというのは僕の頭の中にあつたことなのですが、受け皿として不登校の方々がそこへ行くという話になって、その児童生徒たちが非常に助かっているというのが現実としてあるので、それはそれでいいのですけれども、じゃあ今度、受ける側がそういう器がちゃんとできているかどうか。継続的にできるかという話は、僕はあまり考えてなかった、特認校制度の中に。

そういった方々が小学校を変えて、環境を変えて、より暮らしやすく学びやすくなるという環境が整っているということであれば非常にいいことなのですが、その辺を鳳来東小のほうできちんと受け止めてやれているのかどうかということは、僕はあまり考えてなかったもので、ここはどうなのかという話なのですけれども。

#### ○委員

今の委員さんの話で私が思ったのは、学校をやっているかどうかは学校長の面談があるわけですよ。そこでわかるんじゃないですか。

#### ○委員

僕は受け皿として受け入れるのならば、そういう子たちがもし入るといふことがあると、それは「ノー」という話にはなかなかないケースだと思うのです。

#### ○職務代理者

それは当然考えられることなので、鳳来東小の校長先生は受け入れるつもりで特認校制度をやりたいと思われているのではないのですか。その辺は確認が当然されているものと私は思っているのですが。

#### ○委員

私も当然そういうことだと思っております。

#### ○教育総務課長

その辺になりますと、例えば先生の数をふやすとかそういったことも出てくる場合もあり、その辺

が調整できるかというところもあつたりしますが、その辺は校長先生が面談される中で、また教育委員会と調整しながらという形になるのかなど。もしかしたら、その準備体制ができずできませんよという場合もあります。

例えば障害者の方が、学校へ入ろうと思ってもバリアフリー化、施設整備がされていないというとなかなかすぐに対応できるかというところとできない場合もあつたりするケースもあるかもしれないので、その辺は教育委員、学校長の面談等を通して、調整しながら対応できることは考えていかなければならないのかなと思っております。

#### ○委員

だとすると、ここでこれから先考えていかないといけないことというのは、バリアフリー化というのは、本当に必要になったときにそれに対して対応できるような準備というか、それがいつなのかわからないですけども、それを考えておいて、必要になったときには活かせるような形をとっておくということは必要なかなと思います。

今、先生の数をふやさなければいけないのではないかと言われましたけれども、当然スクールカウンセラーとかそういう方の配置については厚くしていく必要があつて、仮に特別な事情がなかったにしても、遠くから見えたりとか、いろいろな事情があつて負担の大きい子になってくると思うので、そののところをどうするか。I ターンのお子さんということになると、当然引っ越してきて新しい環境になじめるのかということにやっぱりスクールカウンセラーが必要になってくるということであれば、その辺の配置について必要になる。

#### ○教育長

とりあえず全校はカバーしているので、そういった事態が起きればまた対処しますので。

#### ○委員

そういう準備が必要になるかなと思います。

#### ○委員

通学の話なのですけれども、これは親の責任で通学を行うということは、附属の小中学校あるいは私立の小中学校に通うのと同じことなのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょう。

#### ○教育長

基本的にそういうことです、はい。

#### ○職務代理者

いろいろな意見が出ましたけれども、そのあたりもうちょっと検討していただいて、また案内を作成されたらと思いますので、この辺でよろしいですか。はい。

では、共育のところまでやって行きましょうかね。

一斉共育の日について、学校教育課よろしくお願ひします。

#### ○学校教育課長

5 ページからになります。よろしくお願ひします。

第5回市内一斉共育の日を6月11日土曜日に市内全小中学校にて一斉に開催させていただきたいと思ひます。

小学校については6 ページから7 ページ、それから中学校については8 ページにその主な内容について記載させていただきました。

どこの学校も参加型になるような内容になっているかと思います。その辺のところにも着目していただきながら、また委員の皆様にももし興味関心があるような内容がございましたら、ぜひお出かけいただけるとありがたいと思います。

詳しいことにつきましては学校の担当者、すべて教頭になっておりますが、お尋ねいただければ、ありがたいです。よろしくお願いします。

以上であります。

#### ○職務代理者

何か御質問はありますか。

#### ○教育長

市民への広報というのはどういうことをやるのか。要するに保護者への広報は子どもを通じていくわけでしょう、この情報。市民へはどのように話を。

#### ○学校教育課長

はい。市内一斉共育の日については、市の広報ほのかに、この全部は載せられませんけれども、ありますというのは事前に出していきましますし、それからホームページ等にこれを挙げて見ていただくということになるかなと思います。

#### ○委員

地元の小中学校は回覧板で回っていきますよね。

#### ○教育長

だから、各小中学校でそれぞれ全戸への情報提供をするということなんだね。

#### ○職務代理者

問題は、地元の住民あるいは市民がどこへ行ってもいいということで、そのことを周知する必要があります。どこの学校でどういう内容でやっていますよということが、誰にも分かるように工夫していかないと共育の日のねらいが達成できないので、広報あるいはホームページも見れば分かるようにしたいですね。本年度は、各学校のホームページに共育のカテゴリーができていますので、そこでもよくわかるようにしていただけたらいいなと思います。

年寄りの方に来ていただくには、回覧や全戸配布の文書でそれぞれの学校で周知させていただく必要があると思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思いますが。

よろしいですかね。

1時間半ちょっと過ぎましたので、ちょっと小休止したいと思います。

きょう、あとのほうで時間がまだ大分かかることがあります。その他のところで鳳来寺小学校の共育施設について、それから作手小コミュニティスクールについても提案がありますので、一旦ここで休憩したいと思います。よろしくお願いします。

午後4時10分 休憩

午後4時15分 再開

#### ○職務代理者

皆さんお戻りですので、それでは再開したいと思います。少し急ぎたいと思います。

(4)の公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、スポーツ共育課お願いします。

#### ○スポーツ共育参事（共育）

市議会の概要について教育部長から報告をさせてもらいましたが、この6月議会に新城市の公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を上程させていただきます。

内容は、吉川公民館を地元に移譲するというごさいます。

年度末、28年3月29日付で吉川の区長から市有財産無償譲渡の要望書が提出されました。財政課と調整を進めこの度手続が整いましたので上程をさせていただきます、公民館条例から削除するというものです。

以上です。

#### ○職務代理者

そういう報告です。よろしいですね。

では次、スポーツ共育課の関係です。何点かありますが、5から9まで一括でお願いします。

#### ○スポーツ共育課長

それでは5から9について順次一方的に報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、12ページをごらんください。夏休み少年スポーツ教室についてごさいます。

ことしも夏休みを利用しての夏休み少年スポーツ教室を開催いたします。新城市体育協会加盟10団体が指導する11種目の教室となっています。募集期間が6月1日から6月17日で、参加費として保険料分600円が必要となっています。

次に14ページをごらんください。28年度の水泳教室についてごさいます。

開催要項をつけてごさいます。7月28日、29日、30日の3日間、小学1年生から3年生を対象に水泳教室を開催いたします。教室開催場所は、コパンスポーツクラブ。以前スポーツボックスでごさいましたけれども、コパンスポーツクラブ。参加費といたしまして、一人1,000円。募集予定人員といたしましては180人。1部から3部に分けての開催となっております。申し込み期限といたしまして、6月4日から11日までの1週間の募集期間となっております。定員になり次第締め切りとさせていただきます。なお、補欠10人までを受付、キャンセルの場合優先でその方を入れていくような格好となります。

次に、16ページをごらんください。新城子どもスポーツクラブでごさいます。

4月の定例会におきまして説明させていただきましたが、月々の開催内容が変わってまいりましたので、報告させていただきます。

5月28日には、新城総合公園でつくしんぼうスポレス祭同日開催。

7月18日は作手B&G海洋センター、海の日無料開放デーにあわせましてこちらで開催。

8月6日、10日、10月8日、11月の各月々、鳳来中部小学校、ふれあいパーク鬼久保広場を会場として開催いたします。こちらにつきましては、まだ細かな内容までは決まっておりますが、横に27年度はこんな開催内容にしたというようにつけさせていただきます。

次に、18ページ、つくしんぼうスポレス祭についてごさいます。

今週の土曜日28日に予定しています第16回つくしんぼうスポレス祭は、毎年1,000名を超える参加者でにぎわうスポーツ推進委員主催の行事となっております。主催、協力、後援等につきましては、こちらに書いてごさいます。日時は、先ほど申しましたけれども、5月28日土曜日の9時半から14時、

雨天中止となっております。日程につきましては、受付9時から、開会式9時半から、9時45分から各コーナーを開始いたします。実施内容につきましては11番目に書いてございますので、よろしくお願い致します。

開会式におきまして教育委員の方で出席していただける方がおりましたら、よろしくお願いしたいと思います。いらっしゃいますかね。

**○職務代理者**

私は開会式だけでよろしいですか。

**○スポーツ共育課長**

はい。よろしくお願い致します。

次に、9番目になりますけれども、28年度作手スポーツレクリエーション大会についてでございます。20ページをごらんください。

6月1日から7月31日を開催期間といたしまして、作手スポレク大会を開催します。

開催内容につきましては、弓道、ゲートボール、ゴルフ、グランドゴルフ、バトミントン、ソフトバレーボール、そして7月18日の海の日の開放をあわせまして作手スポレク大会を開催いたします。こちらにつきましては無料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料といたしまして、23ページに掲載してありますので一読しておいていただければと思っております。

以上でございます。

**○職務代理者**

一括して説明していただきました。

何か御質問ありましたら。はい。

**○委員**

少しそれるかもしれないのですがけれども、以前、部活動の検討委員会でスポーツ、運動のことばかりではなくて文化部のことについても少し話をしたことがあるのですね。きょう見させていただきましたらスポーツ関係ばかりですよね。ですから例えば、ことしは無理かもしれませんが、夏休み文化教室というのも一つ来年度あたりから考えていただいて、例えば日本の茶道や将棋や囲碁や、そういうものを夏休みにやっていただくというのも部活動にもまた絡んで来ることなのですからけれども、そういうことに興味を持っていながらなかなか普段はできない子に対して、ちょっといいんではないかなということをおもいました。

以上です。

**○職務代理者**

それはスポーツ共育課ですか。

**○スポーツ共育課長**

スポーツ共育課のほうではやはりスポーツという部分に主眼を置きますので、どちらかという文化課のほうでということになるかと思うのですが。

**○文化課長**

検討させていただきます。

**○委員**

お願いします。

**○職務代理者**

あとはよろしいですか。

**○委員**

おもしろいことが書いてあるので聞きたいのだけれども、21ページをごらんください。注意事項のところです。

まず、上から二つ目の年齢・性別等の虚偽申告、申込者本人以外の参加など、不正参加は認めませんと書いてあるけれども、こういうことが以前にあったのでこういうことが書いてあるのですか。

**○スポーツ共育課長**

例えば作手スポーツレクリエーション大会の中でのことなのですけれども、ゴルフ競技というのが一つ入っておりますので、こちらのほうは順位をつける段階になったときに、同じハンディキャップで打数が同じの場合、年齢が上のほうが上位というルールがございますので書いてあります。

**○委員**

そういうことの防止のためにこれを書いているという、そういうこと。おもしろいことが書いてあるなと思って。

それからもう1個、その上ですけれども、スポーツだから必然的にけがをしたりということはあり得るので、当然それはこれでいいと思うのだけれども、現実的にこれが困ったというようなそういう事故があったことがありますか。

**○スポーツ共育課長**

今までやった中ではございません。一応保険等にも入っております。

しかし、けがをしたからどうのこうのということを聞いたことが今のところないです。

**○委員**

はい、ありがとうございます。

**○職務代理者**

それでは私から、水泳教室ですが、スポーツボックスで行われているということで、毎年確かすごく人気があって定員いっぱいぐらいまでなるのでしたか。

**○スポーツ共育課長**

以前は非常に人気があって、受付が朝の8時半というと、体育館に7時から並び出してしまって、早く申し込まないと定員に達しちゃうというようなことがあったのですけれども、今は定員以内で納まっています。

**○職務代理者**

そうですか。非常にありがたい教室だなと思います。泳げない子が泳げるようになったという。

**○スポーツ共育課長**

1年生から3年生なものですから、クロールという部分を主眼に置きまして、一応10メートルを泳げるように目標に設定しております。

**○職務代理者**

もう一つ、ゴルフなのですが、鳳来と作手カントリーでスポーツ共育課が絡むものが2回載っていました。そのうちの1回が作手ですね。ここの表彰のところで豪華賞品が当たるお楽しみ抽選会と

書いてありますが、こういうのは全部会費の中でやられるのですか。補助金が絡むのかどうかということなんですが。

#### ○スポーツ共育課長

参加者が参加費を納め、その参加費の中でゴルフ場がどれだけ頑張って景品を提供してくれるかという部分にもかかわってきますが、満杯の参加になるとそれだけやっぱりゴルフ場もある程度利益があるから参加商品を多く出せるということで商品ランクが上がってくる。これは、鳳来でやる大会も、作手でやる大会も同じです。

#### ○職務代理者

では、ほかの種目とも絡みますので、ゴルフのところで豪華賞品を補助金から出すということではないのですよね。

#### ○スポーツ共育課長

はい。

#### ○職務代理者

わかりました。

あとはよろしいでしょうか。

それでは続いて、ゴールデンウィーク中の各施設の入館者状況について、文化課お願いします。

#### ○文化課長

特に資料はありませんが、ゴールデンウィーク中の各施設の入館者状況について報告させていただきます。

対象期間としまして、今年は4月29日金曜日の祝日から5月8日の日曜日までの10日間ということで報告させていただきます。

全体の入館者数としましては、長篠城址史跡保存館が4,239名、昨年度に比べまして1,482名の増加、大体5割の増加となっております。それから、のぼり祭り当日の5月5日ですが、ことしが933名、昨年が851名ということで1割程度増加しております。

続きまして、設楽原歴史資料館につきましては、全体で今年が2,936名、昨年と比べまして約55%の増加となっております。5月5日ですが、ことしが394名、昨年が296名ということで、33%の増加となりました。

それから作手歴史民俗資料館につきましては、今年が全体で63名、昨年に比べまして17%の増加となっております。

その理由につきましては、先ほど教育長報告にもありましたように、今年2月に開設しました新東名高速道路の効果が大きな要因であると考えております。

#### ○文化課参事

続きまして、鳳来寺山自然科学博物館ですが、他の施設と同じ期間での数字を申し上げます。

平成28年度につきましては、ゴールデンウィーク期間中1,622名でして、前年度が1,159名ですので、40%の増加になっております。3日から5日にかけては、先ほど言いましたようにミュージアムフェスティバルというイベントを開催しておりました。

以上です。

#### ○職務代理者

どこの施設も大幅にふえてきているというそういう状況のようです。  
今の報告はよろしいですか。

### 日程第3 その他

#### ○職務代理者

では、日程第3のその他に入りたいと思います。

最初に学校敷地内の井戸に関する調査について、部長さんお願いします。

#### ○教育部長

それでは資料として24ページをごらんいただきたいと思います。

先の会議で学校にある井戸の関係のお尋ねをいただきまして、調査をさせていただいたものを一覧表にまとめました。

学校に対する照会としては、今、井戸があるか、ないか。ある場合に、井戸が使えるかどうか。設置時期がいつごろなのか。それから使える場合に、どういう目的で使っているかということをお尋ねしました。

現実、調査結果としましては、井戸があるというのが新城小学校、それから作手の北と南の3校ということになっております。

設置時期につきましては、ご覧のとおりですが、作手の2校につきましては不明という状況もありますが、以前からあるけれども使えないという状況です。

新城小学校につきましては、一番上ですけれども、平成26年度の自治区予算で災害対応用ということで設置をしたものでございますので、まだ最近の井戸ということでございます。

それから備考欄に書きましたけれども、3番、4番、17番の東郷の各小中学校につきましては、本年度の自治区予算でやはり災害用という目的で井戸を設置するという予定になっております。今年度秋ごろまでに予定をしたいというようになっておりますけれども、3校ふえます。

これが今使用している小中学校での井戸の状況、それから見込みも入っておりますけれども、このような状況ということで御承知おきいただきたいと思います。

それから次のページ、25ページ以降ですね。28ページまで資料をつけておりますけれども、前回会議で災害時の関係で井戸の調査をした記憶がありますというお答えをしました。その関係で防災安全課に確認をして、災害時協力井戸の関係の説明と現在5月9日現在での各地区ごとの災害時協力井戸の登録数の一覧表を入手しまして資料としてお届けしております。

災害時協力井戸につきましては、地震等大規模な災害が発生しということで25ページに説明がございしますが、飲料水以外のトイレ、洗濯の水ということで使っていただけるために無償で提供していただける井戸があれば、登録していただいてその際に使わせてくださいというものでございます。26ページが新城地区でございまして、地区ごとの集計になってきますが、全体で63という数になっております。27ページが鳳来地区全体で33、28ページが作手地区で全体で3件の登録という状況でございます。

学校敷地内の井戸、それから災害時協力井戸の関係につきましては、以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

#### ○職務代理者

よろしいですか。

**○委員**

ありがとうございました。ちょっとお尋ねしたいことがございます。使用可否というのは、水質検査をしたかということでしょうか。

**○教育部長**

水質検査以前に今現在水が出るかどうかという状況の確認をしまして、今出る、出ない、使っていないということでの使用の可否というようなとらえ方で見ていただければと思います。

**○委員**

そうですね。水が出るとか、出ないとか、濁っているとか、そういうような観点から。

**○教育部長**

井戸の中に溜まっているかもわかりませんが、そういったものは使っていないということで調査をしたものです。

**○委員**

はい、わかりました。

それで思ったのですけれども、結構一般の方の登録井戸が多くないじゃないですか。これは熊本地震のときにネットで見たのですけれども、やはり日常の生活用水、飲料水以外のトイレとか洗濯とか手洗いとか、そういうような水が不足したということで、学校の例えばトイレに隣の井戸から皆さん手渡しで、バケツで水を酌んで、やっぱり学校に井戸がないものですから、水を流したということが載っております、やはり一番困るのは飲み水よりもまず日常水ということだねということがわかりまして、私が思いますには、この東郷地区ですか、そこにおいて防災用の井戸が万が一のときに欲しいということで設置いただくということですが、ほかの地域にもこれが広がって行って、全部の学校に井戸が設置できるといいなというように思っております。

その時に例えば費用なのですけれども、やっぱり自治区にお頼りするの、あるいは教育委員会の費用になるのか、あるいは防災だからそちらの防災課の費用になるのかなということもあるのですかね。その辺はいかがですか。

**○教育部長**

この設置については今、現実的に自治区予算でやっていただいております。

災害用ということでありますので、現実としては避難所のために必要であれば、防災安全課のほうで措置して整備していくべきものだと思いますし、今、避難所になっている学校がそのまま避難所として使っていくのであればそういったことも考える必要あると思いますが、あと避難所として避難されるかもわからないところがまた別にできるかもわかりませんので、今の学校すべてに必要なかどうかという判断もそういった考え方によって変わってくると思います。防災上の対策としてそちらのほうに判断をゆだねたいと思っています。

あくまで学校に設置するので今は教育予算のほうに入っておりますけれども、考え方はあくまで災害対応用ということでございますけれども、そういう判断でよろしいかと思えます。

**○委員**

わかりました。ありがとうございました。

**○職務代理者**

災害時の協力井戸の数が登録されているのは、あまりにも少ないということについて。

#### ○教育部長

これについては、多分使える井戸はもっとあると思いますけれども、やはり登録ということになると少し抵抗があるという方が多分いらっしゃるんだと思います。

実際は、提供については、そういう事態が起きれば協力してくださる方はもっとたくさんいらっしゃると思うのですが、あくまで登録はちょっと今回やめておくという方が多いのかなというように推測しております。

#### ○職務代理者

教育委員会の理事会で防災、地震が発生した場合、避難所の設置あるいは運営についてマニュアルがあるかどうかというのが少し話題になりまして、新城市の場合はどうなのだろう。学校の役割、あるいは教職員の役割というようなところまで踏み込んでマニュアルを作成しておく必要があるなということを感じたのですが、新城市の場合はまだそこまではつくられていないですかね。

#### ○教育部長

避難所の運営マニュアルについては当然つくっておりますけれども、大規模災害に対応するということで避難所を設置した場合に、初期の対応については市の職員が対応して、長期にわたりますので、段取り、それから維持対応に応じて、途中からは地域の方を中心に自主的な避難所の運営をしていただく、そういうマニュアルをつくっております。その中で避難所が学校である場合には、学校の管理者との連携というものが当然必要になってきますけれども、指定された部分についての避難所についての運営についてはマニュアルに沿って運営されるというように考えております。

#### ○職務代理者

南海トラフの歪みが大きくなってきているというニュースがありましたけれども、巨大地震が起きる可能性があるということで、対策を急ぐ必要があると思います。学校の施設管理者が学校長になるものですから、地震が発生する時間にもよりますが、学校長が真っ先に判断して指示をしなくてはならないという事態も想定されますので、そういう場合のマニュアルがどうなっていて、学校長がどこまで動くのか、学校の職員がどこまで指示をしたり支援をしたりするのか、というところまで踏み込んだマニュアルが必要なのかなということを思います。

熊本地震を見ても本当に大変な対応になっていますので、市全体でマニュアルが作られているということですが、それぞれの学校ごとにマニュアルで動けるようにしておく必要があるということを強く感じています。あとはよろしいでしょうか。

#### ○委員

実はこの間、新城教育を語る会で、市長さんがおっしゃったことが心に残っているのですが、今回の熊本地震によっても初動において先生が指示された学校の避難所は、とてもその後の運営がスムーズにうまくいったとおっしゃったんですね。

もう少しお話しを伺いたかったのですが、やはり学校の先生は指示を出すのが上手ですし、いろいろな分野で手なれておられるところがあって、やはり先生はお忙しいのですが、言葉は悪いのですが、やっぱり先生を利用しない手はないと思うんですね。どういように先生方に活躍していただくかということは、また学校で決めればよいことなのですが、その辺のことをもう少し詰めていっていただければ、避難所の運営がうまくいくのかなということを思いました。

## ○教育部長

今のお話し、やはり災害発生時の初動のところの部分だと思いますけれども、やはり先ほど申し上げたようにマニュアルでは避難所を設ける。その避難所を担当する市の職員は、避難所に駆けつける、立ち上げをするというのが基本なのですが、やはり職員を離れたところから本当に行けるかどうか、たどり着けるかどうかということもあります。学校でも夜に発生すれば同じことかも知れませんが、やはり初動の体制のときには、学校の校長始め学校の職員の方で、指定された部分の開放、それから利用できる場所の交通整理ですね、そういったところでも初動の体制ではしっかり入っていただかないとうまく立ち上がりません。マニュアルはありますけれども、現実的な連携、どこまでどのようにやっていくのかというそういった実際を想定したイメージでの訓練というのを現実的にやらないとうまく動けないなと我々職員としても思っています。やはりいろいろな場合を想定して、こんな場合はどうなのだというところをいろいろ協議しながら心配なところをどんどんつぶして行って、事があつたときには安全が確保できるような、そういった避難所の設置、運営、在り方をやはりみんなが認識していないとうまく動けないし、地元の方もどこへ行けばいいのということでなかなか知らない方もいるかもしれません。全体でもそういった防災の訓練というものがやはり必要なのかなというようには思っております。

## ○職務代理者

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは先月話題になりました予算の関係で、当初予算と各課の予算額の一覧についてということで、教育総務課お願いいたします。

## ○教育総務課長

それでは29ページをごらんいただきたいと思います。

前回の定例教育委員会でございましたので、当初予算と要求額の一覧表を各課、これはスポーツ共育課ではなくて生涯学習課、スポーツ課、以前の課になっておりますが、課ごとの金額を載せさせていただきます。御参考にしていただければと思います。

以上です。

## ○職務代理者

このことについて。

## ○委員

ありがとうございました。基本的には枠予算があるんですね。

## ○教育総務課長

ありますが、あとは折衝の中で。

## ○委員

はい。

## ○職務代理者

よろしいですか。

## ○委員

はい。

## ○職務代理者

このことで教育委員会の裁量予算といいますか予備費という言い方で以前の総合教育会議でも取り上げている話しているのですが、そのことについては各課、あるいは教育委員会ではどんなふうに使われているのでしょうか。

## ○教育部長

予備費につきまして、今お尋ねいただいてもなかなかお答えできないのですが、今、市の財政サイドのほうでも、要は市全体での予算配分ですね、予算の編成の仕方についてもう一回見直しをかけておまして、これからまだ大型の事業が続いてきますので、その財政負担をどうやって乗り越えていくのかというところで、もう一回予算編成のシステム自体を見直して、新たな財源確保をして行政サービスを維持していくための見直しを今やっております。

その中で、教育予算にかかる予備費ですね、そういったものが認めていただけるのであれば、それはありがたい話なのですが、まず市の中で現状我々の要求する教育予算ですね、それがまず確保できることが優先かなと思っております、予備費でなくてもそういった予算、追加費用も対応ができる、市全体の財源の確保というものがやはり優先なのかなというように思っております。将来的には教育費でも予備費というものが確保できればそれはありがたい話だなというような理解をしております。

## ○職務代理者

各課のバランスだとか予算要望の仕方だとか、従来の方式というのは承知しているのですが、急な対応が求められる場合に補正予算を組んでやらないと対応できないという事例が今までに何回もありますよね。そうすると対応が遅くなって市民に迷惑をかけることになる。すぐにできないという事態を避けるためには予備的な予算を確保しておく必要があるということなのですが、そのために、じゃあどうすれば確保できるのかということで、そこを踏み込んで取り組みたいと思うのですが、

総合教育会議で、教育委員から教育予算の倍増計画を提唱し、ハード面だけでなくソフト面で本当に必要な予算を何とか確保したいという思いでおりますので、教育委員会各課からも要望を強力に出していただく必要があると思います。でないといつまでたってもその議論は一步も進みませんので、ぜひお願いしたいと思います。

本年度に入っても、予算措置があればというところがもう出て来ておりますので、ぜひお願いしたいと思います。では次、文化事業についてお願いします。

## ○文化課長

資料の一番最後、30ページにチラシを作成しましたので、付けさせていただきます。チラシにありますように、8月20日の新城薪能から、つくでの森の音楽祭までの9つの文化事業を開催する予定であります。一部まだ開演時間等が決まっていないものもありますが、運営委員会や実行委員会などで決定した内容となっております。

特に真ん中にあります11月20日の第29回新城歌舞伎は、以前にもご説明させていただきましたが、国民文化祭の市町村事業として行うものでございます。

また一番下にあります、つくでの森の音楽祭につきましては、既に1回目は終了しましたが、本年度も4回の開催を予定しております。ぜひご覧いただきたいと思います。

以上です。

○職務代理者

よろしいですか。

○委員

文化会館の屋根に太陽光パネルが設置されましたよね。あれは文化課はかかわっているのですか。

○文化課長

所管は環境政策課が担当しておりまして、文化会館だけではなく市内の小中学校ですとか、あと公民館、構造改善センターとかの市の施設の屋根に太陽光パネルを乗せるということで、全体の中の一つが文化会館ということです。

○委員

では、文化課は一切かかわらないのですね、それには。

○文化課長

行政財産の目的外使用になりますので、その部分で許可を出すという部分では、関わっておりますが、実際にそれを進めるに当たっては環境政策課がやっております。

○委員

その売電によって得た利益を文化事業に使うとかそういうことは一切関係ないんだよね。

○文化課長

それはないですね。

○委員

そうなのですね。そういうことと関係があるのかなと思って。

○委員

ファンドなので市に入るんじゃない。ファンドの出資をしてくださった方に還元する形です。

○文化課長

行政財産の目的外使用料は、市に入りますので、市の収入になります。

○委員

あとは屋根の修繕をしてもらったりとかそういうようなところが中から出されているので、ちょっと得してる。防水工事とかをやっていますよね。

○文化課長

そうですね。

○委員

文化会館に使う費用に使えるのかなと思ったら、そうじゃないんだね。はい。

○委員

あと災害時の電力供給とかがそこでできるようになっています。

○教育総務課長

今の関係ですけど、学校施設も文化会館と同じような形ですけども、屋根貸しというような形で小中学校の施設にも設置をしていく予定です。

○委員

その小中学校の屋根に設置したパネルによって売電した利益の一部をその学校に還元するとかそういうことはない。

## ○教育総務課長

文化会館と同じでそういう形ではないです。非常時において使用できるとか。市の持ち出しはなく、非常時の場合にその一部を活用できるというようなどころがあるものです。学校でも設置していきますので、御承知おきください。

## ○職務代理者

よろしく申し上げます。

作手のコミュニティスクールについて。

## ○委員

作手小学校のコミュニティスクールということでお願いします。

大分時間が来ておりますので、できるだけ短時間で効率よく説明させていただきたいと思いますが、御存じのように平成29年4月に新しい作手小学校が新校舎の完成とともに進められるわけです。同時に作手小学校をコミュニティスクールにしたいと、そういうことで今現在考えております。

教育委員の皆さんにお配りしてある資料の1ページのところに、大雑把にそういうことが書いてあります。基本的に新城市は共育活動が行われているものですから、いずれの学校も共育学校といえるわけで、当然、作手小学校も共育学校になるわけですが、その中であえてここでコミュニティスクールと書いたのは、文部科学省の指定のコミュニティスクールを新城市の教育委員会として指定したらどうかと、そういうことで皆さんに御提案を申し上げます。

1枚跳ねてください。2ページの一番上のところには、学校運営協議会の役割ということで三つ挙げてあります。保護者地域住民と学校の相互理解、学校運営協議会委員の学校運営に参画、学校運営方針等の承認。その次の推進の最後で目で追っていただいて、(3)の作手小学校学校運営協議会の計画というところで、①平成28年度の準備期、1学期にはまず学校運営協議会を開催する。設立準備会のほうで既に委員を選定してありますので、それは後ほど説明させていただきます。

具体的にどういうことかという、子どもの実態把握だとか、取り組みの仕分け、順位付を行う。コミュニティスクールの基本方針についての意見交換。学校運営方針、教育目標や重点目標についての意見交換、学校運営協議会の規則の検討。2学期には、そこに書いてあるようなこと。3学期。平成29年ごろにはそのようなことをやりたいということが大雑把に書いてあります。

大きな2番の、3ページです。作手小学校設立準備会における学校運営協議会及び支援組織ということで、(1)のところですが、ねらい、願い。作手小学校コミュニティスクールとして保護者や地域住民の意見を学校運営に反映できるようにする。運営協議会の委員としては、家庭代表としてPTA委員が2名、地域代表として区長会で4名、コミュニティで4名、民生委員1名、自治主任児童委員1名、その他として学識経験者、それでオブザーバーが小学校長もそうですが、中学校の校長、こども園長、顧問として議員、教育委員、支所長。

それから(3)の支援組織ですが、学校運営協議会と連携して家庭、地域、学校の教育力向上のための活動を援助する。それから作手地区に呼びかけ、ボランティア登録によりメンバーを募る。家庭、地域、学校の教育力向上のため活動に山村交流施設コーディネーター会が連携していく。それから支援の内容は、そこに書いてあるように子どもの安全を守る、登下校の見守りや交通安全、学習の支援、あるいは行事の支援、学校環境の整備等です。

4ページのほうで、キャッチフレーズは検討中だとか、あるいは図などが書いてありますが、これ

は参考にしてください。

5 ページをあけてください。コミュニティスクールについてということで、Q&Aになっていますが、上から二つ目の四角です。学校運営協議会には法律はどのような権限が与えられているかということですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づいて以下のような権限が与えられる。コミュニティスクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。コミュニティスクールの運営に関する事項について、教育委員会または学校に対して意見を述べる。それから※のところですが、法に規定される教職員の採用その他の任用に関する事項については当分の間は取り扱わない。基本的にはこれにはかかわらないと、そういう形にしたらどうかと。

その次のところで、学校運営協議会と学校評議員との違い、あるいはPTA活動との関連はどうかということですが、上から二つ目のポチ、学校評議委員のほうですね、学校教育法施行規則に基づき校長の求めに応じて個人の立場で学校運営などに関する意見を述べるものであり、学校運営に関して直接関与したり拘束力のある決定を行ったりするものではない。評議員のほうはね。それから学校評議員は、運営協議会委員の役割と権限に内包されるものと考えられることができるため、運営協議会委員が学校評議員を代替できる。PTAは学校より家庭における教育の理解と振興や、児童及び会員の社会教育活動を目的とする社会教育関係団体であり、学校と家庭、地域とをつなぐ重要な役割を持ち、学校の教育活動に協力を行うものである。したがって、運営協議会とその役割、機能を異にするものである。ちょっと省略します。

コミュニティスクールにおける学校運営の責任者はだれかですが、これはこれまでどおりの校長の権限とする。

それから6 ページです。上の四角、学校運営協議会の委員の身分はどのように位置づけられるか。運営協議会は一定の権限を持って学校運営などに関与する機関であり、委員については地方公務員法上の特別職の地方公務員として、設置者である教育委員会の責任において任命される。委員は、協議などを通じ、児童のプライバシーや教職員人事に関する情報を職務上知り得る可能性があることから、学校運営協議会の設置等に関する規則第6条によって守秘義務を課している。学校運営協議会と学校評価との関係をどう考えるか。運営協議会が適切な点検評価を行っていくことが必要であり、学校関係者評価等にも積極的に取り組むことが運営協議会の大きな役割です。

新城市立学校における学校運営協議会設置等に関する規則ということで、一度こういうような形の規則をつくったらどうかということをつくってあります。

第2条 協議会は新城市立小中学校の運営に関する新城市教育委員会及び校長の権限と責任のもと、地域の住民及び保護者等の学校運営への促進や点検強化を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指すことを目的とする。

それから指定ですが、第3条 教育委員会は前条の目的が達成できると認められる学校について協議会を設置する学校として指定することができる。校長は、前項の指定を協議するときは教育委員会に申請しなければならない。指定の期間は2年として再指定することができる。

それから、協議会の委員はどのようなものかとかというのが第4条。委員の任期は、基本的に任命の日から年度の末日までですが、再任が可能です。

それからあと、委員の責務だとか報酬、委員の報酬及び費用弁償については条例で定めるだとか、あと、その他いろいろなことが書いてありますが、そこら辺は目を追って行ってください。

それから第17条、指導及び助言ですが、教育委員会は協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対し指導及び助言を行う。

指定の取り消し、教育委員会が指定の取り消しを行わなければならない場合はおおむね次のとおりである。1、委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合。2、協議会の活動の実態が認められない場合。3、設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、または生じるおそれがある場合。4、前3号に掲げるほか学校運営に著しい支障が生じ、または生じるおそれがある場合、指定を取り消すことができるということです。

それから委員の解任もできると。

それから事務局は学校内に置く。

それから協議会の運営については、こういうようなものをつくったらどうだろうか。

それから最後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の学校運営協議会第47条の5について書いてあります。

最初の二つだけ読みますが、教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その所管に属する学校のうち、その指定する学校の運営に関して協議する機関として当該指定学校ごとに学校運営協議会を置くことができる。

学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童または幼児の保護者その他、教育委員会が必要とする部分について教育委員会が任命すると。以下こういうような法律があります。

これに基づいて新城市として作手小学校コミュニティスクールに指定していったらどうかということをご提案するので、みんなで少し御協議いただけたらと思います。

#### ○職務代理人

ちっとも頭の中に入ってこないの。急ぎますか。

#### ○委員

まず今回はここまでにしておきましょうかね。また勉強していただいて。

#### ○職務代理人

そうですね。

#### ○教育長

いわゆる文科省が進めるコミュニティスクール、その運営等、あるいは規則等についてはこれでいいと思いますし、コミュニティスクールそのものが学校経営、学校運営に対して地域の声を反映することが目的なので、そういう部分ではこれでいいというように思うのです。

ただ、共育活動ということに関すると、もう少し広い大きな範囲であるので、やっぱり共育活動の一貫としてコミュニティスクールがあるという認識でもって進めていただきたいし、作手小学校そのものがこれまでの、いわゆる校舎建設の設計についても何についても、共育活動推進のためにあいつ設計があり、交流センターと学校施設があるということなので、そこらについては別途、今回の鳳来寺小学校の共育コーディネーターもあるわけですがけれども、そういった先ほど言ったのは、共育活動推進協議会だったかね、そういうものがないと、単に学校教育活動だけに偏ってしまうおそれが

あるので、そのあたりの担保をこの中の例えば規約の中のどこかに位置づけるとか、それから今後別途そういうことについて、今まで作手の市民が考えてきた、そういう要素も何か成文化していただいているとありがたいかなと思います。

**○職務代理者**

しっかり調べていますので、読み取るのにも少し時間が必要かなと思います。

**○委員**

そうですね。一文一文確認しないといけないのですけれども、今、教育長さんが言われたような、いわゆる共育活動についてのことももちろん非常に大事なことです。さらなる御指導をいただきながら、一番最初に言ったように作手小学校は、当然のことであるけれども共育学校であるし、そういった中での文科省の指定を受けたコミュニティスクールを目指す、ということを進めていきたいと思っています。

**○教育長**

県への申請は既にしましたかね、学校教育課長。

**○学校教育課長**

希望は。

**○教育長**

希望を出したんだね。

**○学校教育課長**

一応考えていますということは言っていますけれども、細かい制度設計とかについてはまだ伝えてはありません。

**○教育長**

それじゃあ次回の教育委員会議で検討して、それに基づいて学校教育課としてそこら辺の正式な申請なり登録をするかということ。

**○学校教育課長**

はい、そうです。

**○職務代理者**

では、申しわけありませんが、この件は次回に回させていただきます、そこで検討させていただくということですのでよろしくお願いいたします。

**○教育長**

私のほうから別途2件。

**○職務代理者**

はい。

**○教育長**

1点目、道徳の特別な教科化ということで、道徳の教科書が今、編纂されているのだけれども、その次にまた採択が回ってくると思います。文科省自体も小学校の採択と道徳の採択がどのようになっていくか別では困るので、県教委もきちんと文科省と一緒にするよということをお願いしているのですけれども。

道徳の採択についてどうするかということで、私の基本的な考え方では、技能教科と同じように単

に新城北設地区で研究員を設定して採択するのではなくて、東三河全体の中で道徳に対して堪能な人材を選定して、東三河という単位で採択を考えたらどうだろうかと思うのですけれども、このあたりの御意見を聞かせていただいて、あしたちょうど東三の教育長会議と、それから新城北設の教育長会議があるものですから、その中で方向づけをしていきたいというように思いますので、ちょっと委員の皆さん方の御意見を。

○職務代理者

道徳の教科書の採択を東三河単位でというそういうことかと。

○教育長

音楽、体育、美術等々と同じようにね、そういう形でどうだろうか。

○職務代理者

いかがですか、今の件。

○委員

これ名乗りを挙げている教科書会社というのはたくさんあるのですか。

○教育長

まだそういうのが公になっていないので、わかりません。

○委員

なってないですよ。というのは、物が物だけにどう決めるかという話はちょっとありますよね。国家的に決めなければならない要素もあるだろうし、ちょっと物を見ないとあれですね。

○教育長

教科書という扱いだ、一応教科書はすべて履修しなければならないということになると、道徳の教科書をじゃあ全部履修するのかと。じゃあ、地域の郷土の人物だとか自然だとか、今までいわゆる自校の開発教材でやっていた部分をどうその中に組み入れていくとかそういうところはまだ一切見えないので、よけいに広い単位で研究していったほうがいいかなと思うのです。当然、教科書の中に、いわゆる新城の郷土教材が載るなんてことはあり得ない話です。

○委員

難しいですよ。さっき教育長さんが言ったように、道徳の授業はすべての教員がかかわるのだけれども、それを専門的に広く研究している人となるとある程度限られるから、なかなかそういう人が少ないかもしれないね。そういう意味でいうと、やっぱり広範囲の中から有能な先生方を選出してお願いしていったほうが適正な選択ができるのではないのかなというそういう感じがしますね。

○教育長

はい。では、新城市教委としては、東三河の広域の中で採択していくという方向を希望として持っているという形で述べていきたいと思います。

それから二つ目ですけれども、情報提供なのですけれども、こういう「歴史人」という雑誌があるのですけれども、この中で戦国合戦ランキングというのが出されました。戦国合戦ランキング。長篠の戦いは何番目になっているのでしょうか。関が原の戦いとか、小牧長久手の戦いとか、姉川の戦いとか、大阪夏の陣とか冬の陣とか、小田原攻めとかいろいろ戦国の戦いがあるわけですが、長篠の戦いはランキング何位でしょう。

○委員

私は知っているのです。

○委員

相当上位ですよ。だもんだから、1位って言わせたいんじゃない。

○教育長

はい。普通だと関が原の戦いが1位となるような場合も多いのですが、少なくとも今回のランキングでは第1位に長篠設楽原の合戦が位置づけられましたので、こんなことも新城観光の追い風として、インターチェンジオープンの追い風として受けとめて、やはり文化財保護とか信玄ブームでやっていけたらなということを思います。

○委員

当分売っているのですか、それは。

○教育長

資料館へ行けばあります。

○委員

はい。

○職務代理者

戦国最強合戦ランキングでしたか。

○教育長

歴史人。歴史と人。本屋でも6月号だから、まだあるね。

○職務代理者

あとはよろしいですか。

大変遅くなりましたが、以上で5月の定例教育会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午後5時40分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記